

スライド動画の音声文

< P 1 : 表紙 >

横浜市東部方面斎場の整備について、令和2年度の検討状況を説明します。

なお、これまでは生麦地区センターで開催していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ホームページで動画を配信する形式としました。何卒ご了承ください。

< P 2 : 目次 >

説明は、4つの構成で、内容としては、「Ⅰ 横浜市の現状」、「Ⅱ 基本設計について」、「Ⅲ 環境影響評価」、最後に「Ⅳ 今後のスケジュール」を説明します。

I 横浜市の現状

< P 3 : 目次 >

では、まず、「横浜市の現状」について、説明します。

< P 4 : 市内斎場の配置図（現在） >

こちらは、市内斎場の配置図です。

赤色でお示ししているのが市営斎場で、左上の方から、緑区にある北部斎場、戸塚区にある戸塚斎場、金沢区にある南部斎場、西区にある久保山斎場の4か所です。火葬炉数は、北部斎場の予備炉2炉を含めて合計44炉を設けています。

また、青色でお示ししているのが民営の斎場で、西寺尾火葬場では、10炉を設けています。

< P 5 : 最近5か年の市内死亡者数 >

こちらは、過去5か年に市内で亡くなられた方の推移を表したグラフです。

令和2年の1年間、市内で亡くなられた方は「33,923人」となっており、毎年増加傾向となっています。

< P 6 : 市内斎場の火葬実績 >

こちらは、市内斎場の火葬実績です。令和元年度における市内の5つの斎場の火葬実績は「33,826件」と死亡者数と同様に、年々増加しています。

< P 7 : 市営斎場の火葬待ち日数 >

続いて、こちらは、市営斎場の火葬待ち日数の推移です。火葬できるようになってから、実

際に火葬されるまでの平均日数です。平成27年度は3.88日でしたが、令和元年度は4.49日となっており、年々長くなっています。

なお、こちらの日数の計算方法については、法律上、死亡後24時間以内は火葬できないため、死亡日の翌日から起算しています。火葬待ち日数が4日ですと、実際に亡くなってから、火葬するまでの日数としては1日を足した5日となります。

<P8：横浜市の死亡数推計>

こちらのグラフは、今後の死亡者数の推計です。

死亡者数は、今後も増加していくことが予想され、令和47年には5万人を超えると見込まれています。

<P9：市内斎場の配置図（計画）>

そこで、今後も増え続ける火葬需要に対応するため、鶴見区大黒町において、東部方面斎場を整備することにしました。

整備地については、「高齢者人口の増加数」「市営斎場の利便性向上」「災害時の被害リスクの分散化」の観点から、平成30年1月に鶴見区大黒町に整備することを発表しました。

II 基本設計について

<P10：目次>

続いて、「基本設計」について説明します。

<P11：基本設計について>

基本設計では、次のとおり検討を行っています。

- 1 計画地に斎場を建てるための条件を整理し、
- 2 必要な機能を整備するための調査を行い、
- 3 基本となる図面を作成します。

この基本設計は、令和2年度から3年度にかけて検討していきます。

<P12：計画地について>

こちらの表は、東部方面斎場の計画地について概要をまとめたものです。

計画地の面積は、約1万1千平方メートルあります。斎場計画地は現在、鶴見区スポーツ広場や駐車場として利用されています。

<P13：計画地について>

こちらは、計画地周辺の航空写真です。計画地周辺には、工場や物流施設が立地しています。計画地は、南側の神奈川産業道路と、東側の横浜市道に面しています。

<P14：建物構成イメージについて>

次に、基本設計の検討状況について説明します。

スライドにお示ししているのは、東部方面斎場の建物構成イメージです。

左下の「地下1階」は駐車場とし、一つ上の「1階」は葬儀式場等を配置します。「2階」には火葬炉と炉前ホール、右中段の「3階」には火葬の間お待ちいただく待合室等を配置し、「屋上階」には機械室等を設けることを検討しています。

<P15：整備諸室について>

こちらは、東部方面斎場の整備諸室をまとめた表です。

建物の規模は、延床面積は約2万平方メートルを想定しています。

次のスライドから、これらの斎場の主な機能について説明します。

<P16：整備諸室について>

始めに、2階に配置する火葬炉設備については、予備炉1炉を含む16炉整備します。

火葬炉は、横一列に配置し、その前に、炉前ホールを配置します。炉前ホールは、火葬炉1炉に対して1室整備し、告別と収骨を行うスペースを兼ねるものとしします。また、霊安室は、ご遺体を約10体お預かりし、面会所も設置する予定です。

<P17：整備諸室について>

一つ上の3階には、火葬の間、ご遺族や会葬者の方にお待ちいただく諸室を配置します。

待合室は40人が利用できる部屋を16室整備します。このほかにも、待合ロビー、売店・喫茶、キッズスペース等の配置を検討しています。

<P18：整備諸室について>

東部方面斎場では、火葬のほか、通夜・告別式等を行える葬儀式場も整備します。

葬儀式場は、約50席の規模で2から3室としします。なお、多様な規模の葬儀に対応するため、可動間仕切りなどにより2室をあわせて一体的に使用することもできるよう計画していきます。

< P19 : 整備諸室について >

駐車場は、計画地内に150台以上を確保します。

このほかに臨時駐車場も整備します。

< P20 : 車両動線について >

ここで、斎場敷地内の車両動線について説明します。

来場者の多くが利用する火葬部門の車寄せは、2階に設けます。会葬車両が車両スロープにより直接アクセスできるように検討しています。

駐車場は、主に地下1階に設ける予定です。

また、斎場へ来場する際の通行ルートについては、周辺の交通に与える影響を考慮し、斎場の利用者が安全に来場いただくことができるルートの検討を行っています。車両出入口の位置と数は、関係機関との協議をふまえて決定します。

< P21 : 歩道整備 >

続いて、歩道整備について説明します。

計画地南側の神奈川産業道路には歩道が整備されていますが、東側道路には歩道がありません。このため、計画地の一部を歩道として整備し、歩行者の安全性に配慮します。

< P22 : 災害対策 >

次に、斎場の災害対策に関する検討状況について説明します。

大規模な災害が発生し、火葬炉への都市ガスや電力の供給が停止した場合には、斎場に備える非常用燃料や非常用発電機により、火葬を継続できるよう検討しています。

< P23 : 災害対策 >

計画地は埋立地に立地し、大地震の際に液状化する可能性があると言われています。このため、地質調査を実施し、液状化対策を含めて、建物構造の検討を進めています。

また、計画地は1メートル以上2メートル未満の津波浸水が想定されているため、津波発生時には斎場利用者のほか、計画地周辺の方々の一時的な津波避難施設として、屋上へアクセス可能な外部階段を設けます。

Ⅲ 環境影響評価（自主）

< P24 : 目次 >

続いて、「環境影響評価」について説明します。

< P25 : 環境影響評価（自主） >

東部方面斎場整備事業は、計画地面積が15ヘクタール未満のため、横浜市環境影響評価条例の対象とはなりません。当事業が環境へ与える影響を調査することは重要なことと考え、令和元年度及び2年度に自主的に環境影響評価を実施しました。

< P26 : 環境影響評価項目 >

環境影響評価を実施するにあたり、評価すべき事項として選定した項目です。

工事中は温室効果ガス、生物多様性、廃棄物・建設発生土、大気質、騒音、振動、交通混雑・歩行者の安全、ふれあい活動の場の8項目、

施設の供用開始後は温室効果ガス、生物多様性、廃棄物・建設発生土、大気質、騒音、振動、悪臭、浸水、交通混雑・歩行者の安全、景観、ふれあい活動の場の11項目を選定しました。

< P27 : 予測・評価について >

予測評価までのおおまかな流れは左の図のとおりです。

まず事業内容や地域特性をふまえ、評価項目を選定します。次に現地調査を行い、調査結果及び各種法令等の規定を参考にした環境保全目標及び、環境保全のための措置を設定します。最後に、環境保全のための措置に取り組んだうえでの工事や施設の供用による影響を予測し、その予測結果を環境保全目標と対比することで、評価を行います。

今回の調査及び予測評価においては、工事中及び供用後について、いずれの環境影響評価項目についても、環境の保全のための措置に取り組むことで目標は達成されると評価されました。

評価項目ごとの概要については、次ページ以降のスライドで説明します。

< P28 : 予測・評価について ①温室効果ガス >

①温室効果ガスについてです。

まず、現地調査結果ですが、斎場計画地はスポーツ広場として利用されており、温室効果ガスの定常的な排出源はありません。

次に、環境保全目標、環境の保全のための措置及び予測結果の概要については表のとおりです。

事業の実施による温室効果ガスの排出を可能な限り抑制することを目標とし、省エネ機構を搭載した車両の使用やアイドリングストップの徹底、火葬燃料には温室効果ガスの発生量が少ない都市ガスを採用する等により、目標を達成できると予測しました。

<P29：予測・評価について ②生物多様性>

②生物多様性についてです。

現地調査の結果、動物は哺乳類が4種、鳥類が37種、両生類が1種、爬虫類が1種、昆虫類が392種の計435種が確認されました。また、注目すべき種としてツバメやカワラヒワ等の鳥類9種、両生類1種、昆虫類6種が確認されました。

植物は356種が確認されました。また、注目すべき種としてタンキリマメ1種が確認されました。

なお、植生についてですが、斎場計画地は埋立地の工場地帯に立地しています。自然林や自然草地は存在せず、確認された植物群落は人間活動の影響により成立した植生です。

環境保全目標は、事業の実施による動植物の生息環境や生態系への影響を最小限とすることとしました。

<P30：予測・評価について ②生物多様性>

環境の保全のための措置ですが、

まず、斎場敷地には横浜市の定める緑化率20%に従い、緑を確保することとします。

また、斎場計画地南側から既存公園まで連続性を考慮した緑地を整備します。これにより斎場計画地周辺の動植物の生息環境が形成されるよう配慮します。

加えて、注目すべき種であるタンキリマメは、斎場計画地内に生育する株について、斎場計画地外への移植を検討します。

<P31：予測・評価について ②生物多様性>

予測結果の概要ですが、

事業の実施に伴い、斎場計画地内における工事中の動植物の環境は改変されますが、斎場計画地外の動植物の生息環境は改変されることはなく、ほとんど影響を受けません。

また、斎場敷地は横浜市の定める緑化率20%に従い緑化されるため、施設供用時には一定の生息環境が確保されます。

さらに、注目すべき種であるタンキリマメの生育環境のうち、斎場計画地内は施設の建設に伴い失われるため、斎場計画地外への移植を検討します。なお、斎場計画地周辺の生育環境は本事業の影響を受けないことから、周辺におけるタンキリマメの生育は維持されると考えられます。

<P32：予測・評価について ③廃棄物・建設発生土>

③廃棄物、建設発生土についてです。

まず、現地調査結果です。斎場計画地は、現在スポーツ広場や駐車場として利用されており、一般廃棄物や産業廃棄物が定常的に排出される状況ではありません。

続いて、環境保全目標、環境の保全のための措置の概要です。

いずれの項目も、環境保全目標は本事業の実施により発生する廃棄物について、発生量の抑制及び再利用、再資源化に努め、最終処分量を最小化することとします。また、環境の保全のための措置として、廃棄物の適切な分別と再資源化を実施します。

<P33：予測・評価について ③廃棄物・建設発生土>

続いて予測結果の概要です。

一般廃棄物については、廃棄物の分別、再資源化を徹底することによる削減が見込まれます。

また、産業廃棄物及び建設発生土についても、発生量の抑制及び再利用、再資源化の実施により、最終処分量の削減が見込まれます。

<P34：予測・評価について ④大気質>

④大気質についてです。

法令等で規定されている、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、塩化水素、ダイオキシン類の5種類について調査した結果、全て基準を下回っています。

<P35：予測・評価について ④大気質>

次に、工事中における環境の保全のための措置についてです。

工事中は建設機械の稼働や、工事用車両が走行しますが、建設機械や工事用車両が特定の日や時間帯に集中しないよう、工事スケジュールの平準化や、アイドリングストップの徹底など排出ガスの抑制に努めます。

<P36：予測・評価について ④大気質>

続いて、施設供用時における環境の保全のための措置の概要です。

斎場がオープンしたあとは、斎場関連車両が走行するほか、火葬に伴うガスが排出されます。

車両の走行に伴うガスについては、アイドリングストップの徹底など、エコドライブの取組を行います。

火葬炉から排出されるガスについては、極力最新の設備機器を採用するなど、排出ガス対策に努めます。また、火葬炉の燃料として都市ガスを採用することで、ばい煙の発生量を低減していきます。

<P37：予測・評価について ④大気質>

予測結果について、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、塩化水素、ダイオキシン類の全ての項目で環境保全目標を下回ると予測されました。

<P38：予測・評価について ⑤騒音>

⑤騒音についてです。

現地調査結果については、表に示す通り、一般環境騒音、道路交通騒音ともに基準を満たしていました。

<P39：予測・評価について ⑤騒音>

工事中の建設機械の稼働に伴い発生する騒音については、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」を準用し、環境保全目標を85デシベル以下としました。この目標に対し、工事区域境界に仮囲いを設置したり、集中稼働の回避、アイドリングストップの徹底等を行うことで、予測される騒音は最大でも70.8デシベルとなります。

また、工事用車両の走行に伴い発生する騒音については、騒音に係る環境基準に基づき、環境保全目標を70デシベル以下としました。この目標に対し、走行車両が特定の日時に集中しないよう計画的な運行管理に努めることや、アイドリングストップの徹底等を行うことで、予測される騒音は最大でも68デシベルとなります。

どちらの場合も環境保全目標を達成すると予測評価されました。

<P40：予測・評価について ⑤騒音>

次に施設の供用後についてです。

会葬車両等、関連車両の走行に伴い発生する騒音については、騒音に係る環境基準に基づき、環境保全目標を70デシベル以下としました。この目標に対し、従業員や利用者に対する交通法規の遵守やエコドライブの取組促進を行うことで、予測される騒音は最大でも68デシベルとなります。

また、斎場のオープンに伴い発生する騒音については、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、環境保全目標を75デシベル以下としました。この目標に対し、低騒音型の設備機器導入を検討する、設備機器は建物内に配置し、施設外への騒音伝搬の防止に努める、音の出口となる吸排気口位置に留意して設備機器の配置を検討することで、予測される騒音は最大でも52.6デシベルとなります。

どちらの場合も環境保全目標を達成すると予測評価されました。

<P41：予測・評価について ⑥振動>

⑥振動についてです。

現地調査結果については、表に示す通り、一般環境振動、道路交通振動ともに基準を満たしていました。

<P42：予測・評価について ⑥振動>

工事中の建設機械の稼働に伴い発生する振動については、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」を準用し、環境保全目標を75デシベル以下としました。この目標に対し、機械の集中稼働の回避等を行うことで、予測される騒音は最大でも69.5デシベルとなります。

また、工事用車両の走行に伴い発生する振動については、道路交通振動の要請限度に基づき、環境保全目標を昼は70デシベル以下、夜は65デシベル以下としました。この目標に対し、走行車両が特定の日時に集中しないよう計画的な運行管理に努めることや、エコドライブの取組促進を行うことで、予測される最大の振動は昼は56デシベル、夜は54デシベルとなります。

どちらの場合も環境保全目標を達成すると予測評価されました。

<P43：予測・評価について ⑥振動>

次に施設の供用後についてです。

会葬車両等、関連車両の走行に伴い発生する振動については、道路交通振動の要請限度に基づき、環境保全目標を昼は70デシベル以下、夜は65デシベル以下としました。この目標に対し、交通法規の遵守やエコドライブの取組促進を行うことで、予測される最大の振動は昼は56デシベル、夜は54デシベルとなり、環境保全目標を達成すると予測評価されました。

<P44：予測・評価について ⑦悪臭>

⑦悪臭についてです。

表に示す特定悪臭物質濃度及び臭気指数について調査を行ったところ、全ての項目で基準を下回っています。

<P45：予測・評価について ⑦悪臭>

施設の供用時の環境保全目標については、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」による臭気指数の規制基準として、敷地境界で15以下とすることとしました。

この目標に対し、施設の供用時には、未燃炭化物や悪臭成分を発生させない燃焼条件を維持できるよう設備の点検・維持管理を行い、環境保全基準の遵守に努めることにより、施設の稼

働に伴う煙突排ガスからの臭気指数は、最大でも10未満と予測され、目標を達成すると評価されました。

<P46：予測・評価について ⑧浸水>

⑧浸水についてです。

まず、過去の被災の状況ですが、斎場計画地及びその周辺における過去の浸水被害について資料調査を行ったところ、大黒町では大雨に伴う道路冠水の記録がありました。

また、災害等に関わる地形の状況ですが、斎場計画地及びその周辺は、標高2.5メートルから3.0メートル程度の平坦な埋立地です。なお、埋立地であっても完全に平坦ということはなく、場所によって若干の高低差はあります。

<P47：予測・評価について ⑧浸水>

施設の供用時の環境保全目標については、本事業の実施による、浸水の発生の増加を最小限とすることとしました。

この目標に対し、斎場敷地内に降った雨水を速やかに大黒運河へ排水するために、雨水排水路を設けます。

予測結果としては、施設の設置により、施設が設置される部分のグラウンドや草地、植栽樹群は改変され、雨水の浸透域が減少するため、地表に滞留する雨水が増加する可能性があります。しかし、斎場計画地に降った雨水は速やかに大黒運河に排水されるため、事業実施後も本事業に起因する浸水の発生が増加することはないと考えられます。

<P48：予測・評価について ⑨交通混雑・歩行者の安全>

⑨交通混雑・歩行者の安全についてです。

まず、道路交通量の状況ですが、斎場計画地に接する神奈川産業道路沿道の交通量は表のとおりとなりました。交通量は約10,700台、大型車両の混入率は約40%でした。

また、土地利用等の状況ですが、斎場計画地及び周辺は工業専用地域に指定され、小中学校は存在せず、指定通学路も設定されていません。また、居住を想定した土地利用ではないため、医療・福祉施設も存在していません。現状は「鶴見区スポーツ広場」として暫定利用されていますが、周辺は工場や物流施設が建ち並んでいます。

<P49：予測・評価について ⑨交通混雑・歩行者の安全>

交通混雑については、工事中、供用後ともに走行車両が周辺交通に著しい影響を及ぼさないことを環境保全目標としました。この目標に対し、工事中は車両が一時期に集中しないよう工

事工程の平準化を図り、交通混雑低減に努めることとします。また、供用後は幹線道路利用の周知徹底や、道路上に入場待ち車両が滞留しないよう、敷地内に十分な台数の駐車場を整備することにより、目標が達成されると評価されました。

また、歩行者の安全については、工事中、供用後ともに歩行者の安全が確保されることを環境保全目標としました。この目標に対し、工事中は決められたルートでの走行及び交通法規の遵守の周知徹底や、必要に応じ、出入口付近に交通誘導員を配置することとします。また、供用後は幹線道路利用の周知徹底や、必要に応じ、出入口付近に交通誘導員を配置することにより、目標が達成されると評価されました。

<P50：予測・評価について ⑩景観>

⑩景観についてです。

これらの写真は、斎場計画地周辺の現況です。

環境保全目標は、本事業の実施による周辺景観の調和への影響を最小限とすることとしました。

<P51：予測・評価について ⑩景観>

先ほどと同じ地点からの眺望について、供用後の景観イメージです。

環境の保全のための措置として、本事業で建設する建物の外壁には横浜市のみなど色彩計画をふまえ、周辺環境に調和した色を選定します。また、神奈川産業道路に沿う緑道には連続的に樹木を植栽することとします。

予測結果ですが、本事業の実施により、斎場計画地の植栽樹林は伐採されますが、環境の保全のための措置により、建物外壁の色に配慮することや、樹木の植栽を図ることにより、周辺景観の調和を大きく損なうことはないとは評価されました。

<P52：予測・評価について ⑪ふれあい活動の場>

最後に、⑪ふれあい活動の場についてです。

斎場計画地及びその周辺では、人と自然とのふれあい活動が行われている場として、鶴見区スポーツ広場や貨物線の森緑道が存在しています。

環境保全目標として、本事業の実施によるふれあい活動の場及びその利用への影響を最小限とすることとします。

この目標に対し、斎場計画地南側の緑道部分には、既存の緑道と連続するよう緑地帯を設け、整備することとします。

予測結果ですが、工事開始以降、スポーツ広場は閉鎖され、利用不可となるため、これまで

の利用者は近隣の他施設を利用することが考えられます。一方、貨物線の森緑道は斎場計画地から離れており、本事業の実施による影響は受けません。また、既存の緑道と連続する緑地帯を整備することで、緑道の連続性が向上し、市民の利用に資すると考えられます。これらをふまえ、目標は達成されると評価します。

IV 今後のスケジュール

< P53 : 目次 >

続いて、「今後のスケジュール」について説明します。

< P54 : 今後のスケジュール >

はじめに、設計・工事についてです。

令和3年度は、令和2年度に引き続き、基本設計を進め、基本的な図面を作成します。

令和3年度後半には、実施設計に着手し、工事を的確に行うことができるように、より詳細で具体的な図面を作成します。

令和4年度から土木工事、令和5年度からは建築工事に着手し、令和7年度の完成を目指しております。

< P55 : 今後のスケジュール >

次に、各種手続についてです。

令和3年度から予定している都市計画手続では斎場の計画地に係る位置や区域など、基本的な事項を、都市計画に位置付けるための手続を行います。次のスライドで今後の流れを説明します。

また、経営許可手続では、令和3年度後半から斎場の運営開始に向けて市条例に基づき、周辺住民の方々への説明等の手続を行います。

< P56 : 都市計画手続について >

では、都市計画手続の流れについてです。

今回は、斎場の整備計画について説明しました。

今後、予定している都市計画手続については、図のように進めていきます。

なお、都市計画市素案説明会や都市計画市素案の縦覧、公述申出の受付の具体的な時期・内容については、広報よこはま鶴見区版や横浜市ホームページ等によりお知らせする予定です。

< P57 : 質問書の受付について >

最後に、今回の説明内容に関する質問書の受付について説明します。

まず、受付期間についてです。

ご質問の受付と回答は2回に分けて行います。

一次受付は3月19日から3月25日まで、回答は3月31日を予定しています。

二次受付は3月26日から4月1日まで、回答は4月7日を予定しています。なお、回答は横浜市ホームページ上で公表します。

次に、提出方法についてですが、ご質問は任意様式の質問書にご記入の上、郵送・ファックス・Eメールのいずれかの方法で受付期間内に提出してください。

最後に提出先ですが、それぞれスライドにお示しする提出先に提出してください。

本日の説明は以上となります。今後も、設計などを進めていきますが、進捗状況につきましては、説明会の開催や広報紙「整備通信」などでお知らせしてまいります。

疑問点などございましたら、質問書を送付していただくか、または、問合せ先までご連絡をいただくと幸いです。

ご視聴いただきありがとうございました。